

第2期小林市バイオマス活用推進計画等策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「第2期小林市バイオマス活用推進計画等策定支援業務」を委託する者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

第2期小林市バイオマス活用推進計画等策定支援業務

(2) 担当課

小林市経済建設部 畜産課

(3) 業務場所

小林市役所ほか、受託者所在地

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(5) 提案上限額

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 業務の主な内容

別紙「第2期小林市バイオマス活用推進計画等策定支援業務委託仕様書」のとおり

2 趣旨

本市では、バイオマス活用推進基本法に基づく第2期小林市バイオマス活用推進計画（令和8年～17年度）を令和7年度に策定、公表する。そのため、高度な知識及び豊かな創造性及び経験を有する質の高い事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、本市バイオマス活用施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

3 公募型プロポーザル方式を採用する理由

第2期小林市バイオマス活用推進計画等策定支援業務について、民間事業者の持つ専門的な知識、技術、経験及び高度な創造性を必要とするため。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、以下の要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 小林市の競争入札資格者名簿に登載されていない者も参加できるが、小林市及び他自治体から公共事業等に係る指名停止の処分を受けていない者。

- (3) 小林市暴力団排除条例（平成23年小林市条例第25号）第2条第1号の暴力団及び同条第3号の暴力団関係者に該当しない者並びに当該法人等に第2号の暴力団を含んでいない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者
- (6) 過去10か年に、他の自治体で同種又は類似業務の実績があること。

5 実施スケジュール

1	プロポーザル実施の公告・公募開始	令和6年8月5日（月）
2	質問の提出期限	令和6年8月14日（水）
3	質問の回答期限	令和6年8月16日（金）
4	参加表明書の提出期限	令和6年8月23日（金）
5	参加資格確認結果及び提案書提出要請書送付	令和6年8月28日（水）
6	企画提案書の提出期限	令和6年9月6日（金）
7	企画提案審査会	令和6年9月13日（金）
8	審査結果通知	令和6年9月中旬
9	契約前協議	令和6年9月下旬
10	契約締結	令和6年10月初旬

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（任意様式）
- ウ 業務実績書（任意様式）（関連計画の策定実績）
- エ 国税及び地方税の完納証明書等（国税：納税証明書【その3の3】、宮崎県税：納税証明書、小林市税：完納証明書）
- オ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼同意書（別途様式）
- カ 直近の決算書（任意様式）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間及び提出方法

提出期間は、令和6年8月5日（月）から令和6年8月23日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、時間は午前9時から午後5時までとする。

提出方法は、事前に担当課に電話連絡の上、持参又は郵送とする。郵送の場合は、提出期限必着とする。

7 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、「質問票（別添）」を、電子メールにより提出することとし、口頭及びFAXでの質問は受け付けない。

(2) 提出先

提出先は、担当課あてに電子メール（k_chikusan@city.kobayashi.lg.jp）を提出し、必ず電話で到達確認を行うこと。

(3) 提出期限

提出期限は、令和6年8月14日（水）午後5時までとする。

(4) 回答方法

質問の回答は、令和6年8月16日（金）までに小林市ホームページで随時行う。

8 企画提案手続き

(1) 提出書類

	名称	様式	部数	備考
1	企画提案書	任意	印刷物：10部	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に業務名・会社名を明記する。 ・A4版、横書き、左綴じで作成する。なお、ページ数に表紙は含めない。 ・文字サイズは10.5ポイント以上とする。 ・ページ番号を付記すること。 ・企画提案書には以下の項目について記載する。 <ol style="list-style-type: none"> ① バイオマス活用推進計画策定に当たっての基本的な考え方 ② 小林市のバイオマスを取り巻く現状の認識 ③ バイオマス活用推進計画策定に係る重点項目及びその取組の視点 ④ 計画書作成のイメージ ⑤ 過去に策定した計画書（見本）※1部
2	類似業務実績書	任意	印刷物：10部	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス活用推進計画等の計画策定に関する業務実績を過去5か年分記載する。 ・無償のものは実績とみなさない。
3	業務実施体制図	任意	印刷物：10部	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を受託した場合の業務実施体制図を提示する。 ・会社概要書・業務責任者・担当者等の構成・役割、担当者の経歴・経験年数・関連計画の策定実績について記載する。
4	業務スケジュール表	任意	印刷物：10部	<ul style="list-style-type: none"> ・業務スケジュール表（案）を提示する。
5	見積書	任意	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る全ての経費を見積書に記載すること。 ・見積金額の内訳資料を添付する。諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

(2) 提出期間及び提出方法

提出期間は、令和6年8月28日（水）から令和6年9月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、時間は午前9時から午後5時までとする。

提出方法は、事前に担当課に電話連絡の上、持参又は郵送とする。郵送の場合は、提出期限必着とする。

9 企画提案審査会

事前に提出された企画提案書に基づき、参加事業者がプレゼンテーションを行い、審査する。

(1) 日時・場所

令和6年9月13日（金）予定

※時間、場所等は、提案書提出要請書に詳細を記載し通知します。

(2) 提案説明時間等

企画提案審査会は非公開で行い、1参加事業者につき40分程度（プレゼンテーション20分程度、質疑応答20分程度）とする。プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とし、説明者は、本市業務を実際に行う業務従事者を主とし、出席者は4人以内とする

(3) 機材

プロジェクターとスクリーンは本市のものを使用することとする。

※本市の物品を使用する場合は、事前に連絡すること。

(4) 結果通知

審査結果（可否）については、後日結果通知を全ての参加事業者にも文書で通知する。

(5) 次のいずれかに当たる場合は、企画提案を無効とする。

- ・提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・提出書類が全て揃っていない場合
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・複数の企画提案書を提出した場合
- ・提案上限額を超えている場合

(6) その他

企画提案に関する書類の追加、変更、差し替え及び再提出は、原則として認めない。提出書類の誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること（本市が補正等を求める場合を除く。）。

10 審査方法

第2期小林市バイオマス活用推進計画等策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において提案の審査を行い、受注候補者を選定する。選定委員会は市職員で構成する。

(1) 選定方法

ア 評価基準に基づく書類審査及び企画提案審査会を実施し受注候補者を選定する。

イ 受注候補者の決定は、選定委員会において企画提案内容を評価し選定委員が付けた得点の平均点が高い者から順位付けを行い、最高得点者を受注候補者とする。

ウ 選定の結果、最高得点者が同点で2者以上ある場合は、見積金額が最も低い者を選定する。

エ 選定委員の付けた得点の平均値が6割未満の場合は、受注候補者決定の対象

としない。

オ 参加事業者が1者となった場合でも、評価を行う。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は別紙のとおりとする。

1 1 プロポーザル参加に関する注意

- (1) 本プロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (2) 参加表明後の辞退は自由であり、辞退しても今後の業務において不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出書類等の作成、提出及びプレゼンテーション等の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (4) 本市への提出書類の返却は行わない。
- (5) 本プロポーザル参加事業者に係る個人情報に配慮する観点から、審査の内容は公表しない。
- (6) 本プロポーザルの審査の内容に係る質問は受け付けない。
- (7) 選定結果は、受注候補者の名称を小林市ホームページに公表する。

1 2 再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。この場合でも、受託者は当該第三者の行為の全てについて責任を免れない。

1 3 契 約

受注候補者と契約に向けた協議を行う。受注候補者との交渉が調わない場合又は受注候補者がその資格を喪失した場合は、次順位の者と交渉する。

1 4 問合せ先及び各種書類の提出先

担当課及び担当者名

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地

小林市経済建設部 畜産課 畜産振興グループ 担当者：齋藤

電話番号 0984-23-0313、FAX 0984-23-1197

メールアドレス k_chikusan@city.kobayashi.lg.jp

(別紙) 評価基準表

評価項目			評価基準	配点	
1	提案内容	業務実施方針 コンセプト	国等の動向や本業務の目的を理解し、本業務を履行するにふさわしい実施方針・コンセプトであること。	60点	20点
2		提案内容の具体性	提案内容や実施方法について、具体的であり、実現性が高いものであること。		20点
3		提案内容の専門性 独自性	提案内容について、専門性・独自性が高く、事業実施に効果的な取り組みが期待できること。		20点
4	業務体制	業務実施体制 スケジュール	業務実施体制が確保できており、スケジュールが妥当であること。	30点	20点
5		サポート体制	各会議への支援や担当職員へのサポート体制が確保できていること。		10点
6	業務実績	業務実績等	事業者の経営実績、過去における同種・類似業務の実績が豊富で、十分な成果が期待できること。	10点	10点
評価項目（6項目）			合計	100点	100点

質 問 票

小林市経済建設部 畜産課あて

令和6年 月 日

1 質問事項

	該当資料名、ページ、項番等
	質問事項

2 連絡先

	項目	内容
1	郵便番号	
2	所在地	
3	名 称	
4	担当者氏名	
5	電話番号	
6	F A X	
7	e-mail	

- ・質問票の提出期限は、令和6年8月14日(水) 午後5時までとする。
- ・k_chikusan@city.kobayashi.lg.jp あてメールで提出し、到達確認を必ず電話で行うこと。